

(2) 損害賠償請求事件

平成9年3月31日現在、裁判所に係属中のものは4件あり、その概要及び進行状況等は下表のとおりである。

なお、耶麻農業高等学校における生徒の難聴障害に係る事件について、福島地方裁判所会津若松支部は平成8年9月30日に原告の請求を棄却する判決を言い渡したが、原告はこれを不服として仙台高等裁判所に控訴した。

また、会津高等学校における合宿中の生徒死亡事件について、福島地方裁判所会津若松支部は平成9年1月13日に原告の請求を認める判決を言い渡したが、被告福島県はこれを不服として控訴した。

事 件 名	提訴年月日	事 件 の 内 容	当 事 者	備 考
損害賠償請求事件 (福島地裁郡山支部平成7年(ワ)第55号)	平 7. 3. 2	原告の長男が矢吹高等学校在学中の平成6年5月18日に学校付近道路をオートバイで走行中運転を誤り道路標識に衝突し死亡したのは、同校教諭の追跡を受けたためであるとして、福島県に対し6,000万円余の損害賠償を請求したもの	原告 丹治正位 丹治秀子 被告 福島県	弁論兼和解中 9. 9/5.
損害賠償請求控訴事件 (仙台高裁平成8年(ネ)第429号)	平 8.10. 4	控訴人が耶麻農業高等学校在学中の平成5年6月8日に遅刻して登校したところ、クラス担任から暴行を受け左耳難聴と歩行偏倚の障害が残ったとして、福島県に対し3,800万円余の損害賠償を請求したもの	控訴人 (原審原告) 鈴木 恵 被控訴人 (原審被告) 福島県	口頭弁論中
損害賠償請求控訴事件 (仙台高裁平成9年(ネ)第32号)	平 9. 1.23	被控訴人の次男が会津高等学校在学中の平成6年8月の柔道部合宿で倒れ横紋筋融解による急性腎不全により死亡したのは、顧問教諭が誤った指導をしたためであるとして、福島県に対し7,100万円余の損害賠償を請求したもの	控訴人 (原審被告) 福島県 被控訴人 (原審原告) 成田征一 成田幸子	9.5.15第1回 口頭弁論予定 9. 10/27
国家賠償等請求事件 (東京地裁平成6年(ワ)第18337号)	平 6. 9.14	原告が郡山市内に計画した宅地造成事業に係る埋蔵文化財の発掘調査について、原告の費用負担には法的根拠がなく、郡山市に負担を強制されたものであり、同市を指導する国、県も共同不法行為による連帯責任を負うとして、4億643万円余を請求したもの	原告 (株)都市工学研究所 被告 国、福島県、 郡山市、(財)郡山市埋蔵文化財発掘調査事業団	口頭弁論中

第12節 公益法人の設立の許可及び監督並びに公益信託の引受けの許可及び監督の状況

平成9年3月31日現在、県教育委員会の所管に属する民法第34条に規定する公益法人は、財団法人84、社団法人10の計94である。各法人から事業報告書・収支決算書・事業計画書、収支予算書等の提出を求めた。

8年度に設立許可した法人は、1法人、新たに所管となった法人は1法人である。

7年度末において3年以上事業を行っていない休暇法人と考えられる法人は2法人であり、昨年と変わりはない。

また、県教育委員会の所管に属する信託法第66条に規定す

る公益信託は、3件である。

7年度に引受けを許可した信託はない。

第13節 表彰及び叙勲

平成8年度教育・文化関係表彰式は、11月3日、文化の日に、福島県文化センター大ホールにおいて、多くの関係者、受賞者が出席し、厳粛のうちに盛大に挙行された。

また、平成8年度地方教育行政功労(文部大臣)表彰式は7月18日日比谷公会堂、教育表彰者は11月26日、国立劇場にてそれぞれ挙行された。